

毎週火・金曜日発行（但休日相当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県農業改良資金利子補給規則の一部改正
- ◇告示 鳥取県農業改良資金貸付規程の一部改正
- 鳥取県農業改良資金債務規程の一部改正
- 鳥取県農業改良資金貸付基準の全部改正
- 鳥取県農業改良資金債務保証基準の全部改正
- 牛の結核病、ブルセラ病、肝てつ検査及び駆除並びに牛及び馬の炭そ予防注射の実施
- 牛その他の物品の移入禁止区域の解除
- 保険医療機関の指定
- 治療材料の価格の追加決定
- 肥料の登録
- 倉吉市の町の区域変更
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部改正

規則

鳥取県農業改良資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二号

鳥取県農業改良資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金利子補給規則（昭和三十一年七月鳥取県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改正する。

施設	資金の種類	利子補給率
一 耕作用トラクターの取得に要する資金	一年一分九厘	
二 回転まぶしその他の改良まぶしの取得に要する資金	〃	
三 たい肥舎の造成に要する資金	〃	
四 稚蚕共同飼育施設の造成に要する資金	〃	
五 蚕室の造成に要する資金	〃	

六 農林大臣の定める規模をこえない規模の土地改良事業に要する資金 年五分

七 農林大臣の定める規模をこえない規模の草地の造成又は改良の事業に要する資金

八 畑作を主とする農業を営む農業者又はその組織する団体が県の特別な指導を受けて計画的にその農業経営の改善を図るために必要とする施設で農林大臣の定めるものの造成又は取得に要する資金 年一分九厘

第四条中「毎会計年度四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日から翌年三月三十一日までの期間ごと」を「毎会計年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの期間に」改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。
- この規則の適用前に貸し付けられた施設資金の利子補給率については、なお従前の例による。
- 昭和三十四年度においては、第四条中「毎会計年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日」

とあるのを、「昭和三十四年四月一日から同年十二月三十一日」と読み替えるものとする。

告 示

鳥取県告示第三十三号

鳥取県農業改良資金貸付規程（昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

昭和三十五年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条第一項の表を次のように改める。

技術導入資金の種類	償還期間
一 保温折衷苗代を設置するために必要な資材の購入に要する資金	一年以内
二 野菜又は草花の不時栽培（特別の保護を加えて通常の収穫時期以外の時期に収穫する栽培方法をいう。）を行うための施設（農林大臣の定めるものに限る。）を設置するために必要な資材の購入に要する資金	二年以内
三 乳牛又は役肉用牛を飼養する者が作付方式を転換して当該乳牛又は役肉	二年以内

四 用牛の飼料作物を栽培するのに必要な資材の購入に要する資金

五 桑園の改植を行うために必要な資材の購入に要する資金

六 チューリップの優良品種を導入するための優良種苗の購入に要する資金

七 防災桑園（風雨による耕土の流亡等土壌の侵しよくの防止を目的として設置される桑園をいう。）を設置するために必要な資材の購入に要する資金

八 水田の水口における冷水による被害の防止施設を設置するために必要な資材の購入に要する資金

九 畑作経営を改善するために国有又は県有のトラクターにより耕起その他農作業を行うに必要な資金

十 粟の優良品種を導入するための優良種苗の購入に要する資金

畑作土壌改良
二年以内
秋落水田改良
三年以内

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和三十四年五月二十三日から適用する。

鳥取県告示第三十四号

鳥取県農業改良資金債務保証規程（昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

昭和三十五年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第三条の表を次のように改める。

施設資金の種類	利率	償還期間	据置期間
一 耕作用トラクターの取得に要する資金	年八分一厘	五年以内	一年
二 回転まぶしその他の改良まぶしの取得に要する資金	"	"	"
三 病害虫防除用動力機具の取得に要する資金	年七分	"	"
四 畜力用農機具の取得に要する資金	年一割	"	"
五 穀物乾燥機の取得に要する資金	"	"	"
六 果樹又は野菜の給水施設の取得又は造成に要する資金	"	"	"
七 簡易かんがい排水施設の取得又は造成に要する資金	"	"	"
八 飼料用動力カッターの取得に要する資金	"	"	"
九 し尿貯留そうの造成に要する資金	"	"	"
十 果樹棚の造成に要する資金	年七分	"	"
十一 農業者の副業として農産加工を行うために必要な施設の取得に要する資金	年一割	"	"
十二 果樹病虫害共同防除施設の取得又は造成に要する資金	年七分	"	"
十三 たい肥舎の造成に要する資金	年八分一厘	七年以内	"
十四 稚蚕共同飼育施設の造成に要する資金	"	"	"
十五 蚕室の造成に要する資金	"	"	"

- 十六 農林大臣の定める規模をこえない規模の土地改良事業に要する資金
- 十七 農林大臣の定める規模をこえない規模の草地の造成又は改良の事業に要する資金
- 十八 畑作を主とする農業を営む農業者又はその組織する団体が県の特別な指導を受けて計画的にその農業経営の改善を図るために必要とする施設で農林大臣の定めるものの造成又は取得に要する資金

年五分	十年以内
"	"
年八分一厘	"
"	"

第八条第二項中「農業普及事務所」を「農業改良普及所」に改める。

附 則

- 1 この規程は、昭和三十四年五月二十三日から適用する。
- 2 この規程の適用前に、貸し付けられた施設資金の債務保証については、なお従前の例による。

鳥取県告示第三十五号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和三十三年十一月鳥取県告示第五百二十九号）の全部を次のように改正する。

昭和三十三年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県農業改良資金貸付基準

鳥取県農業改良資金貸付規程（昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十二号）第二条の規定に基く県が定める額及び貸付基準は、次のとおりとする。

資金の種類	貸付対象	貸付の相手方	標準事業費	貸付申請時期 (貸付決定時期)
一 保温折衷苗の購入に必要とする資金	保温折衷苗 しろの場合 温床紙	水稲健全育成施設費促進法(昭和二十九年法律第二百二十三号)第三条第三項の規定により知事が寒冷地区として指定した区域内の農業者又はその組織する団体	苗しろ三平方メートルにつき五五円	一月 (二月)
二 野菜又は草花の特別の保護を加えて通常の栽培時期以外に栽培する方法をい(う)る(の)ための(設)置(の)限(り)を(培)養(に)必(要)と(す)る(資)材(の)購(入)に(必)要(と)す(る)資(金)	塩化ビニール フイルム フイルム 合成樹脂	農業者等	畑一〇アールにつき三四、五六〇円	十一月 (十二月)
三 牛又は役肉用乳牛を飼育するに必要とする資金	種子、肥料	寒冷地における雌牛の無償貸付及び譲渡等に関する省令(昭和三十一年農林省令第四十七号)第二条第二項の規定により国所有の飼育管理の委託を受けた者又はその組織する団体	畑一〇アールにつき乳牛の場合一、三五六円 和牛の場合一、二五七円	十月 (十一月)
四 おお耕土培養事業に必要とする資金		耕土培養法(昭和二十七年法律第二百三十五号)の定めるところにより行う耕土培養事業を施行する農業者又はその組織する団体	水田又は畑一〇アールにつき乳牛の場合一、三五六円 に限り	十月 (十一月)
五 桑園の改植を行うために必要とする資金		農業者等		
六 チューリップの優良品種の導入のための購入に必要とする資金	チューリップの優良品種	農業者等		
七 防災桑園(風雨等による耕土の流失防止を目的として設置される桑園)の設置に必要とする資金	桑苗	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法により指定された地域内の農業者又はその組織する団体		
八 水田の水口における止水の設置に必要とする資金	硬質ビニール板	農業者等	水田一〇アールにつき硬質ビニール板(一三〇メートル)五、二〇〇円	四月 (五月)

資金の種類	貸付対象	貸付の相手方	標準事業費	貸付申請時期 (貸付決定時期)
一 保温折衷苗の購入に必要とする資金	保温折衷苗 しろの場合 温床紙	水稲健全育成施設費促進法(昭和二十九年法律第二百二十三号)第三条第三項の規定により知事が寒冷地区として指定した区域内の農業者又はその組織する団体	苗しろ三平方メートルにつき五五円	一月 (二月)
二 野菜又は草花の特別の保護を加えて通常の栽培時期以外に栽培する方法をい(う)る(の)ための(設)置(の)限(り)を(培)養(に)必(要)と(す)る(資)材(の)購(入)に(必)要(と)す(る)資(金)	塩化ビニール フイルム フイルム 合成樹脂	農業者等	畑一〇アールにつき三四、五六〇円	十一月 (十二月)
三 牛又は役肉用乳牛を飼育するに必要とする資金	種子、肥料	寒冷地における雌牛の無償貸付及び譲渡等に関する省令(昭和三十一年農林省令第四十七号)第二条第二項の規定により国所有の飼育管理の委託を受けた者又はその組織する団体	畑一〇アールにつき乳牛の場合一、三五六円 和牛の場合一、二五七円	十月 (十一月)
四 おお耕土培養事業に必要とする資金		耕土培養法(昭和二十七年法律第二百三十五号)の定めるところにより行う耕土培養事業を施行する農業者又はその組織する団体	水田又は畑一〇アールにつき乳牛の場合一、三五六円 に限り	十月 (十一月)
五 桑園の改植を行うために必要とする資金		農業者等		
六 チューリップの優良品種の導入のための購入に必要とする資金	チューリップの優良品種	農業者等		
七 防災桑園(風雨等による耕土の流失防止を目的として設置される桑園)の設置に必要とする資金	桑苗	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法により指定された地域内の農業者又はその組織する団体		
八 水田の水口における止水の設置に必要とする資金	硬質ビニール板	農業者等	水田一〇アールにつき硬質ビニール板(一三〇メートル)五、二〇〇円	四月 (五月)

九 畑作経営を改善するに資するものとして、は、県有のトラクタ、他、農業者の耕作に必要なる資金を、

施行料

トラクタ、耕作事業の実施を依頼した農業者又はその組織する団体に限る。

施行一時間につき
耕起五〇〇〇円
砕土七〇〇〇円
畦立七〇〇〇円
中心耕七〇〇〇円
石灰散七〇〇〇円
石布搬七〇〇〇円
運他搬七〇〇〇円
その決定する。貸付の都度

十 栗の優良品種を導引するための優良品種の購入に要する資金

栗苗(県の奨励する優良品種)

農業者等

栗一〇〇本につき
栗苗(三〇〇本)三〇〇〇円

九(十月)

十一 グラジオラスの優良品種を導引するための優良品種の購入に要する資金

グラジオラスの優良品種(県の奨励する優良品種)

農業者等

畑一〇アールにつき
グラジオラス培養球(三十六リットル)六〇〇〇円

六(七月)

十二 わさびの優良品種を導引するための優良品種の購入に要する資金

わさび苗

農業者等

畑一〇アールにつき
わさび苗(二〇〇本)二〇〇〇円

九(十月)

鳥取県告示第三十六号

鳥取県農業改良資金債務保証基準(昭和三十三年十一月鳥取県告示第五百三十号)の全部を次のように改正する。

鳥取県農業改良資金債務保証基準
鳥取県告示第三十二号(昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十二号)に基き保証の対象となる施設資金は、同規程によるほか、この基準によるものとする。

昭和三十五年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

資金の種類	貸付対象施設の種類	貸付の相手方	標準事業費	債務保証申請時期	債務保証決定時期
一 耕作用トラクタの取得に要する資金	農用小型トラクタ	農業者等(昭和三十一年法律第百二号)第三條第一項に規定する農業者及び自営農維持創設資金(開拓者法)に基き貸付を受けた者を除く。	動力耕うん機 一、二五〇、〇〇〇円 一、一五〇、〇〇〇円	八月	九月
二 回転まぶしその他の改良まぶしに要する資金	回転まぶしその他これに準ずる改良まぶし	同右	回転まぶし 一組以上の一申請者当たり二〇〇〇円	四月	五月
三 病害虫防除用動力機、噴霧機及びその他の動力用防除機具の取得に要する資金	動力付噴霧機及びその他の動力用防除機具	同右	動力噴霧機 一〇〇〇円 動力撒粉機 四八、〇〇〇円	七月	八月

鳥取県告示第三十七号

次のように牛の結核病、ブルセラ病、肝て、検査及び
駆除並びに牛及び馬の炭そ、予防注射を実施するから、家
畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六
条の規定により、牛及び馬の所有者に対して検査、駆除
及び注射を受けることを命ずる。

昭和三十五年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝て、及び炭そ、
予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病、ブルセラ病検査……搾乳の用に供し、又は供
する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一
施設内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前
一月及び分べん後十日以内のものを除く。
肝て、検査……牛。ただし、生後三月以内分べん前後

一月以内のものを除く。
炭そ、予防注射……牛及び馬。ただし、生後四月以内並
びに分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除
く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射、駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応検査

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

肝て、検査……皮内注射反応法、虫卵検査法

炭そ、予防注射……炭そ、第二予防液皮内注射法

肝て、つ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

一 結核病、ブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
第一次	一月二十五日	東伯郡赤碕町旧赤碕 赤碕家畜 検査所
第二次	一月二十八日	同上
	一月二十六日	旧以西
	一月二十九日	以西

- 「二十七日」 「三十日」 「 旧成美 成美」
- 「二十八日」 「三十一日」 西伯郡中山町 旧下中山 下中山
- 「二十九日」 二月一日 「 旧上中山 上中山
- 「三十日」 「 二日 東伯郡赤碕町旧安田 安田
- 二 炭そ、予防注射、肝て、つ、検査駆除
- 実施期日 実施区域 実施場所
- 一月二十五日 気高郡気高町旧瑞穂 瑞穂家畜検査所

鳥取県告示第三十八号

昭和三十四年十月鳥取県告示第五百七十四号（愛媛県）、
昭和三十四年十月鳥取県告示第五百七十一号（滋賀県）、
昭和三十四年十一月鳥取県告示第六百二十八号（静岡県）、

昭和三十四年十一月鳥取県告示第五百八十九号（茨城県）
及び昭和三十四年十一月鳥取県告示第六百号（大阪府）
よる牛その他の物品の移入禁止区域の指定は、昭和三十
五年一月二十六日限り解除する。

昭和三十五年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ
三第一項の規定により次のように保険医療機関を指定し
た。

昭和三十五年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名	称	所	在	地	指定の記号	指定年月日	採用点数表
谷口皮膚泌尿器科医院	倉吉市上井	倉吉	四三	昭和三四、一二、二六	乙ノ二		
幡 病院	鳥取市吉方二五ノ一	鳥取	七四	一二、一七	甲		

